

海南自由貿易港優遇税制

Issue 13, September 2022

In brief

中国政府は2020年6月1日に「海南自由貿易港建設全体方案」(以下、全体方案)を公表しました。全体方案は、海南自由貿易港建設の大綱文書として一連の斬新な優遇税制を打ち出しています。公表から2年あまりが経過した現在、中国財政部、税関総署、国家税務総局および海南省人民政府、海南省税務局等政府機関からはこれらの優遇税制を執行するための具体的な政策、指針を公布し、実施しています。

本ニュースレターでは、海南自由貿易港優遇税制の概要について解説します。

In detail

1. 企業所得税に関する優遇税制

優遇税制の内容	適用要件等
1. 2020年1月1日から2024年12月31まで、海南自由貿易港にて登記し、かつ実質的運営を行っている奨励類産業企業に対し、15%の企業所得税軽減税率を適用します(*1)。	<p>奨励類産業企業</p> <ul style="list-style-type: none"> 海南自由貿易港奨励類産業目録に規定されている産業を主要業務とし、かつ主要業務収入が収入総額に占める割合が60%以上であること。 <p>実質的運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の実際管理機構が海南自由貿易港に設置され、かつその生産経営、人員、経理、資産等に対し実質的な全面管理と支配を実施すること。 <p>本支店への適用</p> <ol style="list-style-type: none"> 本店および支店を海南自由貿易港に設立し、かつ適用要件を満たす場合、海南自由貿易港に設立された本店および支店の所得に対して、15%の企業所得税率を適用します。 一方、本店を海南自由貿易港以外に設立した場合、海南自由貿易港に設立された適用要件を満たす支店の所得のみに対して、15%の企業所得税率を適用します。 適用要件を満たす海南自由貿易港に設立された非居住者企業の中国支店等の所得に対しても、15%の企業所得税率を適用します。
2. 海南自由貿易港に設立した旅行業、現代サービス業およびハイテク産業企業に対し、その2025年前の新規国外直接投資により取得する所得に	<p>投資所得類型</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規設立した国外支店の営業利益、または持分比率20%以上の国外子会社から取得する新規国外直接投資に対応する配当所得であること。 <p>被投資国・地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 被投資国・地域の企業所得税法定税率が5%を下回らないこと。 <p>業種</p> <ul style="list-style-type: none"> 海南自由貿易港奨励類産業目録に規定されている旅行業、現代サービス業、

について、企業所得税を免除します。	<p>ハイテク産業に該当すること。</p> <p>期間および投資形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年1月1日から2024年12月31日までの期間における新規国外直接投資(支店・子会社の新規設立、設立済み国外企業への増資および国外企業株式の買収を含む)であること。
3. 2020年1月1日から2024年12月31日まで、一定の要件を満たす資本的支出について、支出発生期に一括全額損金算入または加速度償却等を認めます。	<p>新規購入または自家建設される有形固定資産(建物、構築物を除く)、もしくは新規購入または自社開発される無形資産であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取得単価が500万元以下の場合、一括全額損金算入を認めます。 ② 取得単価が500万元超の場合、償却年数の短縮または加速度償却を認めます。

出所:「海南自由貿易港建設全方案」、「海南自由貿易港企業所得税優遇政策に関する通達」(財税(2020)31号)、「海南自由貿易港企業所得税優遇政策関係問題に関する公告」(国家税务总局海南省税务局公告2020年4号)

*1 2025年1月1日から2034年12月31日までは、海南自由貿易港に登記し、かつ実質的運営を行っている企業(ネガティブリストの業種を除く)に対し、15%の企業所得税率を適用します。

2. 個人所得税に関する優遇税制

優遇税制の内容	適用要件等
1. 2020年1月1日から2024年12月31日まで、海南自由貿易港において勤務する高度人材および不足人材に対し、その個人所得税負担が15%超の部分を免除します(*1)。	<p>高度人材(*2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海南省各人材管理部門が認定する人材に該当する、もしくは一納税年度内に海南自由貿易港における収入が30万元以上であること。 ② 一納税年度内に海南自由貿易港において社会保険料を当年度12月を含む6カ月以上納付(中国人にのみ適用)し、かつ海南自由貿易港に登記し実質的運営を行っている企業と1年以上の労働契約または雇用協議書等を締結していること。 <p>不足人材(*2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海南自由貿易港業種不足人材需要目録に該当する人材であること。 ② 一納税年度内に海南自由貿易港において社会保険料を当年度12月を含む6カ月以上納付(中国人にのみ適用)し、かつ海南自由貿易港に登記し実質的運営を行っている企業と1年以上の労働契約または雇用協議書等を締結していること。 <p>対象所得</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の海南自由貿易港源泉所得であること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 総合所得(給与賃金、労務報酬、原稿料、特許権使用料) ② 経営所得 ③ 海南省認定の人材手当所得

出所:「海南自由貿易港建設全方案」、「海南自由貿易港高度不足人材個人所得税政策に関する通達」(財税(2020)32号)、「海南自由貿易港における個人所得税優遇政策を享受する高度不足人材管理暫定弁法」(琼府(2020)41号)

*1 2025年1月1日から2034年12月31日までは、一納税年度内に海南自由貿易港における累計居住日数が183日以上の個人に対し、その海南自由貿易港源泉の総合所得および経営所得に対して、3%、10%および15%の累進税率を適用して個人所得税を徴収します。

*2 海南省人材管理部門が定期的に高度人材および不足人材リストを作成し、海南省税務部門に提出します。

3. 關稅に関する優遇税制

優遇税制の内容	適用要件等
1. 2024年12月31日まで、輸入課税・輸入禁止商品以外の自家用生産設備を輸入する場合、輸入關稅、輸入增值税および消費税を免除します。	<ul style="list-style-type: none"> 海南自由貿易港に登記し、独立した法人格を有する企業であること。 インフラ建設、加工製造、研究開発設計、検測補修、物流保管、医療サービス、文化旅行等の生産経営活動に供される自家用生産設備であること。 海南自由貿易港「ゼロ關稅」自家用生産設備ネガティブリストに該当しないこと。 税関による監督管理期間は3年です。
2. 2024年12月31日まで、交通運輸業・旅行業に使用される船舶、航空機、車両等の運営用交通手段およびヨットを輸入する場合、輸入關稅、輸入增值税および消費税を免除します。	<ul style="list-style-type: none"> 海南自由貿易港に登記し、独立した法人格を有し、かつ交通運輸業・旅行業に従事する企業であること。 海南自由貿易港におけるゼロ關稅対象交通手段およびヨットリストに該当すること。 ゼロ關稅対象交通手段およびヨットは、海南自由貿易港に登録し、かつ自家用運営し、税関および関係政府部門の管理監督(船舶・航空機:8年、車両:6年)を受けること。 ゼロ關稅対象輸入航空機は、海南自由貿易港始発または経由する内外航路に運営されること。航空機帰属企業は、海南自由貿易港を主要運営基地とすること。 ゼロ關稅対象輸入船舶は、毎年、海南自由貿易港始発または経由する一定の便数を満たすこと。 ゼロ關稅対象輸入車両の運営は、発着のいずれかが海南であること。 ゼロ關稅対象輸入ヨットの運営範囲は海南省であること。
3. 2024年12月31日まで、「両端を外に置く」(原材料と販売が国外に存在する)方式で生産加工活動を行う、またはサービス貿易を行う過程で消費される原材料・副資材を輸入する場合、輸入關稅、輸入增值税および消費税を免除します。	<ul style="list-style-type: none"> 海南自由貿易港に登記し、独立した法人格を有する企業であること。 海南自由貿易港におけるゼロ關稅対象原材料・副資材リストに該当すること。 輸入するゼロ關稅対象原材料・副資材は、海南自由貿易港内企業にのみ使用され、海南自由貿易港内において譲渡したり、島外に搬出したりしないこと。企業の破産等により譲渡や島外への搬出が必要な場合には、批准を経て税金の納税手続き等を行うこと。 ゼロ關稅対象原材料・副資材リストに含まれる部品は、航空機・船舶の補修に使用されること。
4. 2024年12月31日まで、海南自由貿易港奨励類産業企業が洋浦保税港区、海口総合保税区および海口空港総合保税区において生産する輸入原材料等を含まない商品、または輸入原材料等を	<ul style="list-style-type: none"> 海南自由貿易港奨励類産業目録に規定されている産業を主要業務とし、かつ主要業務収入が収入総額に占める割合が60%以上であること。 輸入原材料等が区内に入った後、輸入納税手続きをいまだ行っていないこと。 区内加工の付加価値が30%以上とは、洋浦保税港区、海口総合保税区および海口空港総合保税区において、輸入原材料等を含む商品を製造加工した後の付加価値部分が、輸入原材料等および国内仕入原材料等の合計価値の30%以上であること。

含む区内加工の付加価値が30%以上の商品を中国国内に販売する場合、輸入関税を免除します（輸入増価税および輸入消費税は徴収します）。	<ul style="list-style-type: none">以下のいずれかに該当する商品は、加工付加価値が30%以上であっても、中国国内販売時に輸入関税を徴収します。<ol style="list-style-type: none">輸入原材料等が輸入割当管理製品に該当する場合微小加工・処理のみを行った場合その他関係規定により輸入関税を徴収する場合
---	---

出所:「海南自由貿易港建設全体方案」、「海南自由貿易港自家用生産設備ゼロ関税政策に関する通達」(財関税(2021)7号)、「海南自由貿易港交通手段およびヨットゼロ関税政策に関する通達」(財関税(2020)54号)、「海南自由貿易港原材料・副資材ゼロ関税政策に関する通達」(財関税(2020)42号)、「税関の洋浦保税港区加工付加価値商品の国内販売に対する税収徴収管理暫定弁法」(署税函(2021)131号)

The takeaway

海南自由貿易港における優遇税制は、中国の他の地域性優遇税制と比較しても、その優位性が明らかであり、中国国内投資家および国外投資家から注目されています。一方、税務の観点から見れば、実質的運営などの一部の適用要件の充足性は事実認定の要素を含むため、将来の税務調査において税務調査官から厳しく審査される可能性があります。よって、当初から充足可能性について慎重に検討し、または将来においても適用要件の充足性を継続して管理する必要があります。なお、2024年12月31日までに、増価税、消費税、車両購入税、都市維持建設税および教育費附加等の複数の税目を売上税として統合することが見込まれており、税制の簡素化も期待されています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白崎 亨

シニア マネージャー
丁 琪忠

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 327,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.